平成２４年（フ）第３６９６号
大阪府東大阪市鴻池町１丁目16番８―501号
債務者　西ヶ谷弥加
1　決定年月日時　平成24年７月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３７１０号
大阪府門真市常称寺町16番３―613号
債務者　今西恵美子（旧姓原野）
1　決定年月日時　平成24年７月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３７２５号
大阪市西淀川区御幣島２丁目14番２―803号
債務者　吉田　貴子
1　決定年月日時　平成24年７月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３７３１号
大阪府豊中市庄内宝町３丁目２番２号
債務者　阿部　哲朗
1　決定年月日時　平成24年７月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３７３９号
大阪府四條畷市岡山１丁目７番24号、住民票上の住所大阪府東大阪市新家東町１番５号　レオパレスウッディ新家103号室
債務者　松下　正夫
1　決定年月日時　平成24年７月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３７５３号
大阪市此花区高見１丁目３番36―509号
債務者　江田　秀子
1　決定年月日時　平成24年７月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３７７５号
大阪府枚方市尊延寺２丁目24番24号
債務者　辻本　正子
1　決定年月日時　平成24年７月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３８０４号
大阪市東成区深江南３丁目４番４号　コーポ司Ⅱ102号
債務者　野波　秀則
1　決定年月日時　平成24年７月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３８１２号
大阪府東大阪市東鴻池町４丁目２番67号
債務者　岡井知寿子（旧姓安永）
1　決定年月日時　平成24年７月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３８３４号
大阪市住吉区苅田９丁目15番26―403号
債務者　渡辺　順子
1　決定年月日時　平成24年７月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３８７３号
大阪府寝屋川市御幸東町33番20号
債務者　山本　　尚
1　決定年月日時　平成24年７月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３８８０号
大阪府高槻市富田町５丁目22番21号
債務者　荒木　徳裕
1　決定年月日時　平成24年７月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３８９２号
大阪市住吉区万代６丁目15番９号　馬屋原文化２階左奥
債務者　増田　定千
1　決定年月日時　平成24年７月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３８９４号
大阪府東大阪市西岩田１丁目７番28号―202号
債務者　服部　芳和
1　決定年月日時　平成24年７月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３８９５号
大阪府八尾市竹渕西３丁目190番地　サニークレスト平野ウイングス１―1006号
債務者　清里　春美
1　決定年月日時　平成24年７月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３８９７号
大阪府東大阪市新池島町１丁目15番30号
債務者　木谷　　稔
1　決定年月日時　平成24年７月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３２４号
大阪府阪南市さつき台３丁目５番１号
債務者　川島　大輔（旧姓椋）
1　決定年月日時　平成24年７月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月12日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２４年（フ）第３３５号
大阪府和泉市今福町１―16―１シエスタＡ棟102、住民票上の住所大阪府泉大津市東助松町２丁目６番33号
債務者　上田　貢二
1　決定年月日時　平成24年７月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月12日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係